

## IV 参考資料

### 水質評価基準及び検出の有無の判断基準

#### (1) 水質評価基準

ひ素, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレンは、環境庁水質保全局長通知（平成5年3月8日環水管第22号）「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」による評価基準で、生涯にわたる飲用に際しても人の健康に影響を及ぼすことのない値である。

#### (2) 検出の有無の判断基準

水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法により測定したときの定量下限値である。

調査項目	水質評価基準	検出の有無の判断基準
ひ素	0.01 mg/1以下	0.005 mg/1
ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	0.002 mg/1
四塩化炭素	0.002 mg/1以下	0.0002 mg/1
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/1以下	0.0004 mg/1
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/1以下	0.002 mg/1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	0.004 mg/1
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/1以下	0.0005 mg/1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/1以下	0.0006 mg/1
トリクロロエチレン	0.03 mg/1以下	0.002 mg/1
テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	0.0005 mg/1
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/1以下	0.0002 mg/1
チウラム	0.006 mg/1以下	0.0006 mg/1
シマジン	0.003 mg/1以下	0.0003 mg/1
チオベンカルブ	0.02 mg/1以下	0.002 mg/1
ベンゼン	0.01 mg/1以下	0.001 mg/1
セレン	0.01 mg/1以下	0.002 mg/1